

## 申請に必要な添付書類 確認チャート

申請書裏面の  
申請理由番号が  
3~9番

YES

添付書類が必要です。

- 3~5番  
減免決定通知書の写し
- 6番  
保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し
- 7番  
保険料免除申請承認通知書の写し
- 8番  
児童扶養手当証書の写し
- 9番  
生活福祉資金貸付を証明できる書類の写し

NO

令和6年1月2日  
以降に、流山市に  
転入してきた。

YES

添付書類が必要です。

### ・「令和6年度課税(非課税)証明書」

(所得の証明書)※1, 2

- ※1 住民票上で所得のある方全員分を添付してください。
- ※2 令和6年度課税(非課税)証明書は6月以降、令和6年1月1日現在で住民登録があった自治体で発行することができます。就学援助申請書提出期限の後にしか発行できない場合は、先に就学援助申請書のみを学校へ提出し、課税(非課税)証明書は後ほど提出してください。

発行方法については各自治体にご確認ください。

NO

流山市外から学  
校に通っている。

YES

添付書類が必要です。

### ・「令和6年度課税(非課税)証明書」

(所得の証明書)※1, 2

### ・「住民票(世帯全員分)」

- ※1 住民票上で所得のある方全員分を添付してください。

- ※2 令和6年度課税(非課税)証明書は6月以降、

- 令和6年1月1日現在で住民登録があった自治体で発行することができます。就学援助申請書提出期限の後にしか発行できない場合は、先に就学援助申請書のみを学校へ提出し、課税(非課税)証明書は後ほど提出してください。

発行方法については各自治体にご確認ください。

NO

添付書類の必要なし